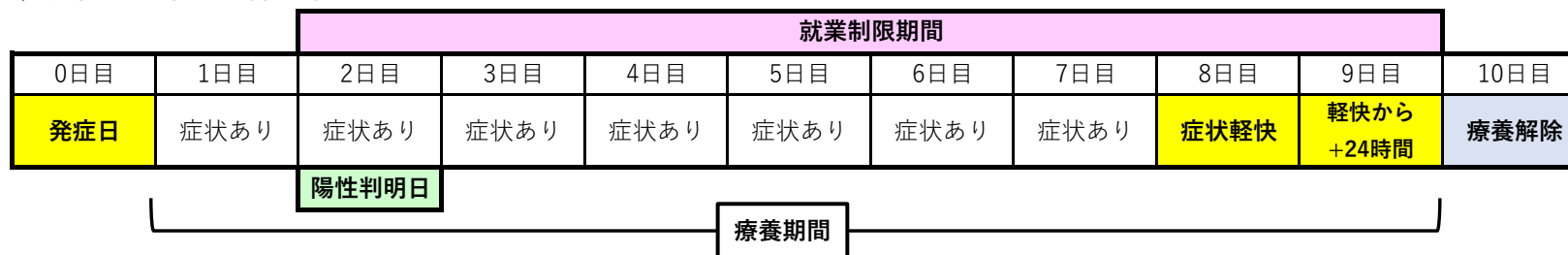


【例：発症から2日目に陽性が判明した方の療養期間・就業制限期間】

(2) 症状が長引いた場合の例



- 上記の場合、発症から7日経過を満たしていますが、軽快が8日目であることから、その24時間後の「9日目」までが療養期間です。
- 就業制限期間は陽性判明日（2日目）から、療養期間を満たす「9日目」までの8日間です。